

瀬戸内遊覧クルーズ事業業務仕様書

1 業務名

瀬戸内遊覧クルーズ事業業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年12月31日まで

3 業務の目的

本業務は、高松港発着の遊覧船等で瀬戸内海を巡るという高付加価値な観光コンテンツを開発し、海陸交通の結節点であるサンポート高松の活性化を図ることで、香川県全体への誘客や交流人口の拡大を促進することを目的とする。

4 業務内容

(1) クルーズの企画

クルーズの日程・コース等は、別添「瀬戸内遊覧クルーズ運航等実施概要」に記載のとおりする。

(2) 利用船舶の手配

別添「瀬戸内遊覧クルーズ運航等実施概要」に基づき、クルーズに利用する船舶を手配すること。

(3) ガイドの手配及び案内の実施

別添「瀬戸内遊覧クルーズ運航等実施概要」に基づき、ガイドの手配及び案内を実施すること。

(4) 広報・販売

ア) 瀬戸内遊覧クルーズについて、販売促進や予約増加につなげるため、WEBやチラシ、SNS配信等、多様な宣伝媒体で広報するとともに、旅行会社へ営業活動を行うなど、集客に努めること。

なお、制作した宣伝ツール及び画像、動画等の著作権は全て委託者に帰属し、委託者が認める別の業務において使用できるものとする。モデル等その他事情により、使用制限が発生する場合は事前に委託者と十分に協議を行うこと。

イ) 瀬戸内遊覧クルーズのチケットは、オンライン等での事前予約とともに当日販売枠も設定し販売すること。また、国内外のオンライントラベルエージェントや団体ツアー等を造成する大手旅行会社に対する営業を行い販売することとし、その際は委託者と協議の上、実施すること。

ウ) クルーズ参加者（チケット購入者）への対応

①クルーズ参加者との連絡調整は、受託者が窓口となり実施すること。

②キャンセルやクルーズに係る質問等の連絡にも対応すること。ただし、受託者において不明な点については、委託者と協議の上対応すること。

③荒天等の理由によりクルーズの中止や時間変更等の変更が生じた場合は、遅滞なくクル

ーズ参加者への連絡を行うこと。

(5) クルーズ催行までの準備

ア) クルーズを安全かつ円滑に催行できるよう、必要に応じてコースの下見を行う等、海上の交通事情等を十分に把握した上でクルーズを催行すること。クルーズの催行にあたり不明な点については、事前に委託者と十分に協議を行うこと。

イ) 港湾管理者や所管省庁などクルーズの催行に必要な行政手続き等の手続きを適切に行うこと。

ウ) クルーズ航路に関係する定期航路運行事業者や漁協関係者等との調整を十分に行い、円滑にクルーズが催行できるよう努めること。

エ) クルーズ中の事故に対応するため、国内旅行損害保険に加入すること。

(6) クルーズの催行

ア) クルーズ催行当日において、参加者の受付業務を行うとともに、別添「瀬戸内遊覧クルーズ運航等実施概要」に基づき催行すること。

イ) 受付周辺や船内において、遊覧クルーズへの参加がより楽しめるような演出に努めること。

ウ) 事故防止等に万全を期すこと。

エ) その他、クルーズの催行にあたり不測の事態が生じた場合には、委託者と協議の上、対応すること。

(7) アンケート調査の実施

ア) クルーズ参加者を対象とした多言語（日本語及び英語・中国語等）対応のアンケート調査を実施すること。

イ) アンケートの質問項目及び質問内容等について、委託者と協議の上作成し、紙媒体や電子媒体等の任意の方法によりアンケート調査を実施すること。

ウ) アンケート調査は、参加者全員からの回収を目標として実施すること。

(8) その他

ア) 本業務を実施するにあたり必要となる諸手続きは、原則として受託者において適切に処理すること。

イ) 急病、怪我人等が発生した場合は、近隣医療機関等に速やかに搬送するとともに、委託者に連絡すること。また、医療機関等の連絡先については、クルーズ催行までに把握しておくこと。

ウ) 自然災害・事故等が発生した場合は、参加者の安全を第一として、直ちに適切な処置を講ずるとともに委託者に速やかに連絡すること。また、必要に応じて関係機関に連絡すること。

エ) 天候や交通事情、その他やむを得ない事情により行程を変更する場合は、委託者に速やかに報告すること。

オ) 業務実施に伴う費用は、原則受託者の負担とする。

5 クルーズの中止

自然災害その他やむを得ない事情により、クルーズを中止すべきと受託者が判断した場合、

委託者と協議の上、クルーズを中止することができる。

なお、クルーズが中止になった場合を想定し、旅行会社の団体ツアーの参加者に対して、船内やその他の場所で楽しむことができる代替案を提案し、実施できるように準備すること。

6 提出書類・成果品

以下の書類を、A 4 カラー 3 部及び電子データで期限内に提出することとし、委託者の承認を得ること。なお、提出期限は、契約締結後に委託者と協議の上、決定する。

(1) アンケート調査

クルーズ参加者を対象とした多言語（日本語及び英語・中国語等）対応のアンケート調査の質問

(2) 事業実施報告書

クルーズの申込人数、参加人数、催行時の実施状況（ガイドの内容や写真など）、広報・販促実績等を記載した実施報告書（任意様式）

(3) アンケート調査結果

4(7)で実施したアンケート調査結果。なお、調査結果については取りまとめ、分かりやすく集計すること。また、アンケート調査を紙媒体で実施した場合は、原本を提出することとし、受託者において、原本の写し等も含め保管しないこと。

7 業務実施上の留意点

(1) 業務の進捗管理

ア) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、事業計画書を作成し、委託者と協議の上、決定した期限までに委託者へ提出すること。

イ) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。

(2) 業務の履行に関する措置

ア) 本業務を行うにあたっては、本業務に関する十分な知識、理解及び同種のクルーズ業務での実務経験を有する責任者を確保すること。

イ) 本業務の遂行に関し、関係法令を遵守することとし、本仕様に記載されていないとしても、法令により義務付けられている事項であって、業務の遂行上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。

ウ) 業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

(3) 著作権等の取り扱い

本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他社の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

ア) 本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。

イ) 本業務から得られる成果物に対する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、公益社団法人香川県観光協会（以下「協会」という。）及び協会が指定する者（以下、「協会等」という。）に帰属する。商標権を含む産業財産権を取得する権利も協会等に譲渡するものとする。なお、本業務に先立ち受託者又は第三者が有する権利についてはこの限りではない。

ウ) 受託者は、成果物に対する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第二章第三節第二款に規定する権利（著作者人格権）を有する場合において、協会等に対してもこれを行使しないことに同意するものとする。ただし、協会等が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、協会等は事前に受託者に通告するものとする。

エ) 上記ア、イ、及びウの規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

オ) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(4) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲、契約金額等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対して全ての責任を負うものとする。

(5) その他

ア) クルーズ参加者が支払うチケット代金については、受託者に帰属することとする。

イ) 委託者は、船舶検査証や船舶検査手帳の記載内容や業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求めるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。

ウ) 受託者は、本業務の実施により知り得た個人情報について、漏洩等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

エ) 不測の事態のために事業の中止を検討せざるを得ない場合は、委託者の判断に従うこと。事業を中止した場合は、それまでに発生した経費について、委託者と受託者とで協議を行い、協議の整った経費について委託者から支払うものとする。

瀬戸内遊覧クルーズ運航等実施概要

【実施日時】

瀬戸内国際芸術祭 2025 秋会期（令和 7 年 10 月 3 日（金）～令和 7 年 11 月 9 日（日））のうち土曜日及び日曜日を含む連続する 3 日間

【クルーズ仕様】

○名 称 瀬戸内遊覧クルーズ

○船舶仕様 旅客定員：300 名以上

※参加者が着座できる十分な座席を有すること。

※参加者が集うことができる十分な広さの甲板を有し、瀬戸内海の景観を自由に観賞しながら、寛いでクルーズを楽しむことができる構造の船舶であること。

※ガイドの案内音声を館内に放送可能な放送設備を有すること。

○コース デイクルーズ及びサンセットクルーズの 2 コース

（出発地及び帰着地）高松港

（経 路）香川県の島々など瀬戸内海の景観を楽しむことができる航路とすること。なお、サンセットクルーズは、夕日と合わせて瀬戸大橋や高松の夜景を見ることができる航路とすること。

※詳細は委託者と協議の上、決定するものとする。

○航行回数 1 日当たりデイクルーズとサンセットクルーズを各 1 回ずつ、計 6 回

※サンセットクルーズは瀬戸内海の島々及び夕日を十分に観賞することができる時間帯に実施すること。

○航行時間 デイクルーズ：1 回あたり 60 分程度

サンセットクルーズ：1 回あたり 120 分程度

※いずれも乗船手続きの時間を除く実動の航行時間

○乗船費用 有償で実施すること。

※委託者と協議の上、決定するものとする。

○募集定員 合計 1,500 人程度

（1 回あたりの参加者数）デイクルーズ：300 人程度

サンセットクルーズ：200 人程度

※利用する船舶の仕様を踏まえ、1 回あたりの乗船者数を調整することとし、最終の募集定員については委託者と協議のうえ、決定するものとする。

○ガイド ・1 名以上

※各クルーズにおいて同一の者である必要はないが、同水準の業務遂行が可能な者を選定すること。

・ガイドによる案内は、多言語（日本語及び英語・中国語等）で実施すること。

・案内内容には、瀬戸内の島々の紹介やクルーズの楽しみ方、高松港周辺の案内や県内周遊を促すような紹介を盛り込むこと。

※ガイドの説明内容や多言語対応については委託者と協議の上、決定するものとする。

○催事等

- ・サンセットクルーズでは、船内で楽器等を用いた音楽の生演奏を行うこと。
また、ワンドリンクサービス（無料で飲料1杯（ナッツ等のお菓子付き）を提供）を行うこと。
- ・船内で飲食物や土産物等の物販を行うこと。販売内容については、委託者と協議の上決定すること。

※クルーズ催行時の船内、甲板等において、委託者が指示した者が催事を実施する場合は必要な協力を行うこと。

○その他

上記の他、クルーズの実施に必要な事項は委託者と協議の上、決定するものとする。